

令和5年4月10日

保護者の皆様

鯖江市教育委員会
鯖江市中河小学校

学校へ電話連絡される際の時間帯について(お知らせ)

日頃より本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されており、2020年4月からは、「福井県教育委員会規則」および「鯖江市立学校管理規則」において、教職員の時間外勤務時間(残業時間)について上限規定が設けられました。それを受けて鯖江市教育委員会では、教職員の残業時間を減らす方法の一つとして、鯖江市内の全ての小中学校に電話連絡を受ける時間帯を限定する電話機を導入しました。

つきましては、**外部からの電話をお受けできる時間帯を下記のとおりとし、一昨年度から実施しております。**ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、この件に関しまして、鯖江市PTA連合会のご了解を得ておりますことを申し添えます。

記

1 外部からの電話をお受けできる時間帯

- ・ **授業日** : 7時30分から18時00分まで
- ・ **長期休業中** : 8時00分から16時30分まで

※土、日、休日、閉庁日は原則、留守案内となります。

※学校行事等の都合で、上記の時間帯以外でも電話が繋がらない場合があります。

○電話をお受けできない時間帯には次の案内が流れます。(留守録機能はありません。)

「はい、中河小学校です。只今の時間は、業務時間外となっております。

平日の業務時間内に改めてご連絡ください。」

※3回コールで案内が流れるように設定しています。

2 時間外での緊急事態発生時の連絡先

緊急の連絡が必要な場合は、鯖江市役所(0778-51-2200)を通じて連絡を取ってください。

3 留意事項

- ・教職員が業務で職員室等に残っていても、特別な場合を除き、業務時間外の電話には対応できません。
- ・上記を基本の運用としますが、今後、運用方法の改善を行う場合もあります。ご理解とご協力をお願いします。